

プラスチック製容器包装に 異物を混ぜないでください！

「プラスチック製容器包装」に食べ物などの**汚れ、異物の混入**があると

リサイクルできず、全部**ごみ**になってしまうことがあります！



1. プラスチック製容器包装とは

このマークが目印です

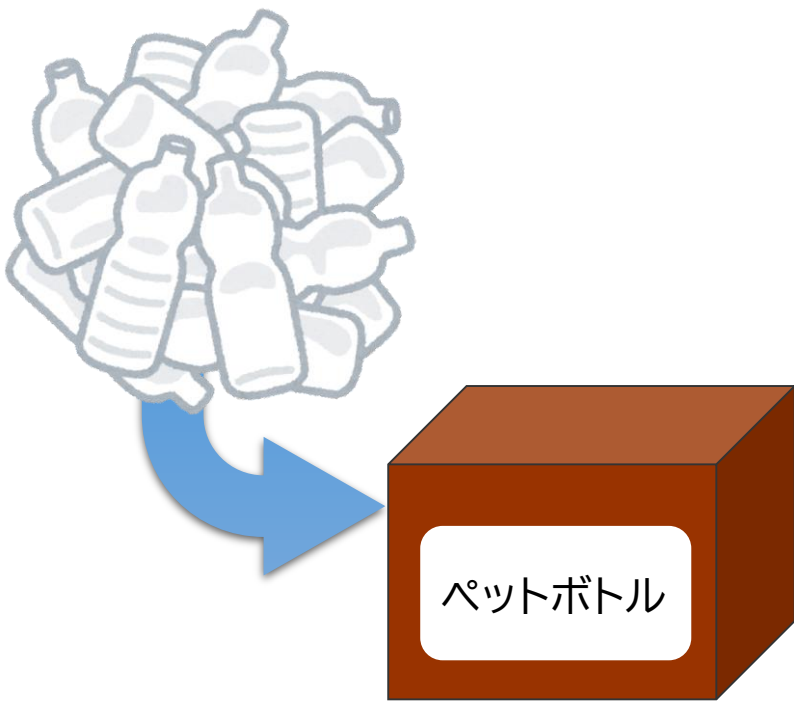
プラスチックでできた入れ物(容器)や包み(包装)のこと。
プラマークがついているものが対象です。



【プラスチック製容器包装の例】

ボトル・チューブ類	カップ・パック類	袋・ラップ類	その他
			 果物ネット 鋭利容器 トレイ (店頭回収もあります) プラスチック製のラベル・ふた 発泡スチロール (小さく砕く)

2. 異物混入の例

プラスチック製品	ペットボトル	その他の異物
(例:おもちゃ、バケツ) →「容器包装」に該当しない プラスチック製品は対象外 ⇒もやせるごみへ	(例:飲料用ボトル) →資源物として茶色いカゴへ	(例:刃物、カミソリ、おむつ、 紙くず等) →作業員の安全確保のため 絶対に混ぜないでください
		 リサイクル施設 では、作業員が 手作業で異物等 を取り除いてい ます おむつ、紙くずなど